

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の運用状況について

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例第26条の規定により、この条例の運用状況を次のとおり公表します（対象期間 令和3年4月1日～令和3年9月30日）。

1 職員の法令遵守の状況

道路交通法違反（2件）

・スピード違反

30km/h以上40km/h未満 1件

・酒気帯び運転

飲酒后、自動車を運転し検挙されたもの 1件

その他（1件）

・複数の後輩職員に対し、暴言や不適切な発言を繰り返すなどのパワーハラスメント行為を行い、精神的苦痛を与えたもの 1件

2 公益通報の実績

受付件数 0件

3 不当要求行為

報告件数 0件

4 旭川市公正職務審査会

開催回数 1回

会議内容 旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の運用状況について ほか